

輸出用GAP 農場用 管理点と適合基準【茶】に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

※今回公表する基準書は名称がパブリックコメント募集時の輸出用GAPからJGAP Advanceに変更になっています。

AdvanceはBasicを包含しており同じ管理点番号を使用しています。そのため、Basicについてもこの対応表にて兼用させていただきます。Advanceのみの項目は、注1)欄にて“●”で示す。

No.	輸出用GAP(パブリックコメント版)			Advanceのみ注1)	提案者	問題点・疑問点・改正提案	JGAP 2016	
	管理点番号	レベル	管理点				対応	管理点番号
1	9.1	必須	商品への表示(荒茶)	-	技術委員	出荷する商品について、「商品には」必要な表示を行っている。」と適合基準にあるが、荒茶は業者間取引をされる場合がほとんどであり、食品表示法では、業者間取引では「容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することができる」とされている(根拠:消費者庁 食品表示Q&A(平成27年3月) 加工-298)。商品だけでなく、送り状や納品書も可能とすべきではないか。	「出荷する商品または送り状、納品書、規格書等に記載の表示を行っている。」に修正した。	10.1.1
2	16.1.2	必須	ため水洗浄及び再利用する水の衛生管理	-	技術委員 審査員	生葉洗浄水の衛生管理について、現行の表現であると、機械内に水をためて洗浄して廃棄する場合や、水の循環利用がNGであると読み取れる。荒茶加工工程の生葉洗浄機は、水を循環利用できる構造になっており、環境への影響、例えば水源の確保といった観点からすると、循環利用は推奨されてもよいと考える。洗浄のあとに蒸熱工程などがあることから考えて、HACCPの考え方に基づいて、16.1.2では、衛生に配慮して水を使用していることが説明できるような書き方にしてはどうか。 改善案:③生葉洗浄工程に使用する水は、衛生面のリスクを検討して対策を講じている。	「生葉洗浄工程がある場合、洗浄水により生葉が汚染されないようにしている。」とした。	16.1.3